

北魏の爵制とその実態

——民族問題をを中心に——

はじめに

従来の爵制に関する研究は魏晉以降に関するものが極めて少ない。その原因をつきつめてみると、魏晉以降は爵位が濫賜され制度自体が乱れると共にその機能は漸次薄れ形式化していくという漠とした共通認識があったと推察される。しかし、爵制は廃されることなく清朝まで連綿と続いている。では仮に形式化したとして、その爵制は全く機能を有していなかったと断じていいのであろうか。筆者はこの点に疑問を感じると共に、一見形式化されたとみえる爵制がそれぞれの時代や王朝において生き延びていく姿に関心を持つものである。^{注1} 本稿ではまず胡漢融合社会である北魏の爵制を検討の対象にし、当時の爵位授受の実態を明らかにしてその機能や意味について若干の考察を加える。その際、北魏では民族や社会的身分によって封爵に違いが見られるのかという点に特に注意したい。その基礎的作業として本稿では史料を『魏書』に限定し整理検討していく。

北魏の爵制とその実態 大知 聖子

第一章 概要と問題の所在

大知 聖子

まず、北魏の爵制の概要を述べる。

北魏王朝の成立は道武帝の登国元年（386）である。そして爵制は『魏書』卷一一三、官氏志、皇始元年（396）の条に、

始めて曹省を建て、百官を備置し、五等を封拜す。

とあることから、建国初期から開始されたい。登国年代の有爵者の事例も散見する。また五等爵制だけでなく、建国初期からしばらくは関内侯や列侯という二十等爵制も一部併用していた形跡が見られる。^{注2} 続いて天賜元年（404）九月の条には、

五等の爵を減じ、始めて分ちて四と為す、曰く王・公・侯・子、伯・男の二号を除く。皇子及び異姓の元功上勳者は王に封じ、宗室及び始蕃王は皆降して公と為し、諸公は降して侯と為し、侯・子も亦此を以て差を為す。是に於て王に封ぜらる者十人、公なる者は二十二人、侯なる者は七十九人、子なる者は一百三人。王は

大郡に封ぜられ、公は小郡に封ぜられ、侯は大県に封ぜられ、子
は小県に封ぜらる。王は第一品、公は第二品、侯は第三品、子は
第四品なり。

とあり計二百十四人が有爵者であり封土を所有していたようである。

さらに、『魏書』卷二、太祖紀、同年十一月の条には、

諸部の子孫の業を失ひ爵を賜る者二千余人。

とあり、この時点で合計二千二百余人が有爵者であった。

そして、『魏書』卷一一三、官志氏、同年十二月の条に、

詔すらく、始めて王・公・侯・子の国に臣吏を賜ひ、大郡王は二
百人、次郡王・上郡公は百人、次郡公は五十人、侯は二十五人、
子は十二人、皆典師を立て、職は家丞に比し、郡隷を総統す。

とあり、有爵者は自らの封土に臣吏がいたと記されている。また、同
じ爵位でも大郡か小郡かによって格が異なっていたようである。

以上が道武帝期における爵制に関する条文である。

次に、『魏書』卷六、顯祖紀、天安元年（466）七月の条に、

詔すらく、諸々の爵位を詐取すること有るものの罪、特に之を原
し、其の爵職を削るのみ。其の祖・父の仮爵号、貨賂し以て正名
とすること有る者は、継襲を聴さず。諸々の勞をもて進むに非ず
して超遷する者も亦各々初に還さん。実を以て聞せざる者は、大
不敬を以て論ぜん。

とあり、また『魏書』卷一一三、官志氏、延興二年（472）五月の
条に、

詔して曰く、「功に非んば以て爵を受くること無し、能に非んば
以て禄を受くること無し。凡そ出て外遷する者皆此を引きて奏聞
し、仮品を求乞す。職に在りて効有らば、下して正に附すを聴
し、若し殊に称無からば、随ひて之を削る。旧制の諸鎮將・刺史
にして五等の爵を假せられたるもの、及び貢獻する所有りて仮爵
を得たる者は、皆世襲することを得ず。」と。

とあり、仮爵は一代限りとしている。そして、『魏書』卷七下、高祖
紀、太和十六年（492）正月の条に、

制するに諸々の遠属にして太祖の子孫に非ざるもの、及び異姓の
王たるものは、皆降して公と為し、公は侯と為し、侯は伯と為
し、子・男は旧に仍り、皆將軍の号を除く。

とある。（以下、例降と呼ぶ）ここでは天賜元年九月に除かれた伯男
が出現しているが、二つの爵位がどの時点で復されたか定かでない。

次に、『魏書』卷七下、高祖紀、太和十八年（494）十二月己酉
の条に、

詔すらく、王・公・侯・伯・子・男の開国して邑を食む者は、王
は半を食み、公は三分の一を食み、侯・伯は四分の一を食み、
子・男は五分の一を食む。

とある。（以下、開建五等と呼び、例降と併せて爵制改革と呼ぶ）こ
の改革以後、基本的に開国の号を伴う爵位は封土を有し「食邑何戸」
と併記されるようになり、開国の号を伴わない爵位は封土の無い虚封
であった。^(注3)その後、爾朱榮が入洛し、建義元年（528）に再び異姓

王が復活した。

以上、北魏の爵制の概要について述べた。建義元年以降は事実上皇帝の権力が弱体化し、拓跋（元）氏を中心としたそれまでの政治と異なるので、本稿が扱う時期は道武帝の登国元年（386）から孝明帝の孝昌三年（527）まで（以下、該当時期と呼ぶ）とする。

次に先行研究とその問題の所在について述べる。北魏の爵制に関する主要な研究は、内田吟風氏の「北魏封邑制度考」^{注4}と宮崎市定氏の「北魏の封建制度」^{注5}と川本芳昭氏の「北魏の封爵制」^{注6}の三つの論文が挙げられる。内田氏は爵制改革以前の封爵は殆どが虚封であり、改革以後に虚封と実封が明確に区別されたと述べた。また宮崎氏は北魏の封爵は殆ど実益がなく、開建五等にて始めて実封が出現したとしている。この両氏の見解はほぼ同様と言えよう。一方川本氏は北魏は一代を通じてかなりの数の実封が存在したと述べている。三氏とも研究の主眼は北魏の爵位は封土を伴ったかどうかに置かれており、爵制自体の機能の全体像については余り検討されていない。また爵位は官位と補完し合いながら各王朝の秩序を作り上げてきたが、官位とは異なり個人的能力よりも皇帝との結び付きの強さが反映されやすい傾向がある。従って皇帝や宗室・功臣の両側面における爵位の授受を検討することで官位体系とは異なった視点から当時の社会について明らかに出来る。特に胡漢融合社会である北魏では受爵者の民族や社会的身分の差異による爵位の価値の違いを検討することで民族問題を解明することに繋がる。しかし、三氏ともこの様な視点から爵制を検討した形跡

は見られない。以上の問題点を指摘した上で章を改め考察に移りたい。

第二章 有爵者の実態

本章では、民族や社会的身分の差異による爵位の違いについて検討する。なお、宗室は皇帝との血縁関係によって賜爵され、爵位の持つ意味が異なると考えられるので本稿では対象外とする。

第一節 外 戚

最初に、皇帝と婚姻を介して結び付いた外戚集団の爵位における特徴について検討する。外戚の爵位を『魏書』から検索・整理した表^{注7}を参考にして、以下のことが指摘できる。

①有爵者の割合が高い。

これは該当時期を通じた特徴であり、有爵者は総数の約87%を占める。そして繁を避け個々の論証を割愛するが、外戚であれば一族全般にとりたてての功の記載がなくとも爵位が与えられている。

②高い爵位を与えられた事例が多い。

これも該当時期を通じた特徴である。勿論、例降以降は王はいないが、異姓が持ち得る最高の爵位である公爵を与えられた事例が多い。

③死後贈爵された事例が多い。

死後贈爵された事例は十三件ある。その内五件は、ある人物が外戚

になると無爵者であった父や祖父に爵位が贈られた事例である。また贈爵されたのは王・公の高い爵位である。

以上、①～③の結果をまとめると、次のことが指摘できる。外戚は一族全般にとりたてての功の記載がなくとも爵位が与えられ、それはあたかも道武帝以下の皇子達と同様であった。但し、例降以前であっても死後贈爵を除き最初から王爵を与えられた者はいない。^(注9)この点において皇子達とは区別されていたのではないか。そして、爵制改革によって王から除かれ宗室とより明確に区別されるようになったが、例降以後も公爵など高い爵位を外戚の一族全般が有するという特徴に変化はない。このことから、外戚は爵制において該当時期を通じて宗室に準ずる対遇がなされていたと言えるのではないか。^(注10)

第二節 宦官

次に、その性質上皇帝と深く結び付いていた宦官の爵位における特徴について検討する。宦官の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にして、以下のことが指摘できる。

①有爵者の割合が高い。

これは該当時期を通じた特徴であり、有爵者は宦官だけでは全体の約81%、一族を合わせると約84%である。そして一部を除き、宦官はとりたてての功の記載がなくとも爵位を与えられている。例えば「忠厚謹慎」「特被恩寵」などで賜爵される場合もある。

②高い爵位を与えられた事例がやや多い。

これも該当時期を通じた特徴である。ただし、外戚ほど王・公の高い爵位は多くない。また、外戚は一族全般に賜爵されていたが、宦官は一族の記述自体が少ない。これは、ある一族が誅殺された際、その一部の者が宮刑に処せられ宦官になるという背景にもよるだろう。但し、一族の記述のある宦官もいるが彼等はその名前すら記されない場合が多く、爵位が与えられた形跡もない。賜爵された事例では特に公爵が多い。

③死後贈爵された事例が少ない。

死後贈爵された事例は四件で、その内三件は死後贈爵のみであり、かつ宦官の父に当る。さらにその内二件は、子が宦官となり皇帝に寵されたので贈爵されており、残る一件は自ら功績を立てて贈爵されている。前者の如き事例は全体から見ると非常に少ない。即ち、外戚とは異なり、朝廷内で有力者となっても祖先に爵位を贈る場合が殆ど無かったと言える。そして贈られるのは高い爵位のみならず、子爵の場合がある。また、宦官自体も死後贈爵される事例は殆どないが、これは生前に賜与された爵位を死後もそのまま持っていた可能性がある。

④養子に襲爵させる者が多い。

宦官は普通、自分の子供はいない。従って襲爵させる場合には養子縁組を行う必要がある。宦官の有爵者二十一人中五人が自分の爵位を継がせた形跡がないのに対し、九人が養子に襲爵させている。(残る七人の内訳は四人が除爵、三人が該当時期以降も生存)このことから大部分の宦官は自分の爵位を後世に伝えるのにこだわっていたと言え

よう。また、養子は族子・族弟・兄子・従弟・弟子など血縁関係のある者が選ばれている。一部、有力者の子弟を養子にした事例もある。例えば『魏書』卷九十四、闕官、抱疑伝に、

先に従弟老寿を以て後と為し、又太師馮熙の子次興を養ふ。疑の後、二人争立す。疑の妻張氏は致訟すること経年にして、熙の子を以て後と為すを得。老寿も亦仍ほ陳訴し、終に爵を紹ぐことを獲る。次興は本族に還り、奴婢三十口を給ふ。

とあり、この場合は結局一族の中から襲爵者が選ばれている。

⑤晩年に賜爵される事例が多い。

宦官は皇帝や皇后と結び付くなどして朝廷内で有力者となって始めて爵位が与えられたため、晩年の賜爵例が多い。

以上、①～⑤の結果をまとめると、次のことが指摘できる。宦官の有爵者は全般にとりたてての功の記載がなくとも爵位が与えられ、その形式はあたかも道武帝以下の皇子達や外戚と同様であった。但し、該当時期を通して最初から王爵を与えられた者はいない。この点において外戚同様皇子達とは明確に区別されていた。一方外戚とは異なり朝廷内で有力者となっても一族全般に賜爵されることは少なかった。そして宦官は有力者となるまで無爵であったことから、大部分の宦官が無爵者であったと推測される。たとえ有爵者となってもその後失脚して除爵される場合も多かった。宦官の養子縁組には家系の継続と爵位を後世に伝えることへの強いこだわりが感じられる。また、養子は基本的には一族から選んでいた。これは北魏でも異姓不養子の原則が

働いていたからであろう。また、外戚では見られなかった仮爵を与えられる事例が少し見られる。

第三節 北族

本節から一般の功臣の爵位について検討し、外戚や宦官との差異について明らかにしたい。なお本稿では功臣を北族と漢族に分けて検討する。それは民族による差異が爵制に現れているか探るためである。

まず北族の爵位について考察する。但し、北族の中でも幾つかの社会的身分に分かれているので、本節では北族を二つの項目に分けて検討し、それぞれの爵制における待遇の差異の有無を明らかにしたい。

A 八姓

まず、孝文帝による氏族評定^{注12}にて最高とされた八姓（外戚・宦官は除く、以下同様）について検討する。八姓の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にして、以下のことが指摘できる。

①過半数が有爵者である。

有爵者は全体の約64%である。これは一族全般に有爵者が多いことを示す。そして賜爵される理由も明記されている^{注13}。また、賜爵された事例は公爵が最も多い。

②王・公・侯の比較的高い爵位を与えられた事例が多い。

有爵者の爵位は全般に王・公・侯に集中していた。但し、最初から高い爵位が与えられるのではなく、始めは子・男の低い爵位を与えら

れ、後に徐々に進爵していく形式が一般的であった。一部最初から王爵を与えられる場合もあるが、それはかなり特殊であった。^{注14}

③ 死後贈爵された事例が少ない。

死後贈爵された全七件の事例のうち、外戚の場合によく見られた祖先に爵位を贈る事例は一件だけである。残る六件は立功者本人に死後贈爵されているが、やはり外戚と比べるとかなり少ないと言える。^{注15}

B 内入諸姓

次に、氏族詳定の際に八姓よりも格下とされた内入諸姓^{注16}の爵位を検討する。内入諸姓の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にし、以下のことが指摘できる。

① 過半数が有爵者である。

有爵者は全体の約64%であり、八姓と全く同じである。これも一族全般に有爵者が多いことを示す。そして、八姓と同じく賜爵される理由も明記されている。また、賜爵された事例は公爵が最も多い。

② 公・侯のやや高い爵位を与えられた事例が多い。

有爵者の爵位は全般に公・侯に集中していた。但し、最初から高い爵位が与えられるのではなく、始めは子・男の低い爵位を与えられ後に徐々に進爵していく形式が一般的であった。

③ 死後贈爵された事例がやや多い。

まず、外戚の場合によく見られた祖先に爵位を贈る事例は一件も無い^{注17}。即ち、立功者本人にのみ死後贈爵されているのだが、その事例も

計七件だけであり、やはり外戚と比べると少ないと言えるが、割合としては八姓よりも高い。

以上A・B項の結果をまとめると、次のことが指摘できる。北族の八姓と内入諸姓は、八姓の方がやや王爵の割合が多いが、特徴はほぼ共通している。即ち、両者の待遇は爵制においてはあまり格差が無かったと言える。また、外戚・宦官とは異なり、立功して始めて賜爵され、有爵者の割合も両者に比べると低い。

第四節 漢族

最後に漢族の爵位について考察する。但し、漢族の中にも幾つかの家格があるので、本節では四つの項目に分けて検討し、それぞれの爵制に現れた待遇の差異の有無を明らかにしたい。

A 五 姓

まず、氏族詳定にて八姓と同様に最高とされた五姓^{注18}について検討する。五姓の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にし、以下のことが指摘できる。

① 有爵者は半数以下である。

有爵者は全体の約39%であり、宗主とその直系子孫に有爵者が多く、それ以外の者は無爵者が多い。これらの有爵者は賜爵される理由が明記されている。また、賜爵された事例は侯爵が最も多い。

② 侯・伯・子爵の比較的低い爵位を与えられた事例が多い。

有爵者の爵位は全般に侯・伯・子に集中していた。また、死後贈爵を除くと王になった者は該当時期を通して一人もいない。なお、趙郡の李氏には献文帝期に高平王を贈られた事例があるが、その後爵位を削られて庶人とされているので対象外とする。^{注19)}

③死後贈爵された事例がやや多い。

外戚の場合によく見られた祖先に爵位を贈る事例は一件だけである。その他は立功者本人に死後贈爵されており、その事例は八件ある。但し外戚や北族とは異なり子・男の低い爵位でも死後贈爵されている。

B 一流名族

次に五姓よりも格下の一流名族^{注20)}の爵位を検討する。一流名族の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にして、以下のことが指摘できる。

①有爵者は半数以下である。

有爵者は全体の約38%であり、この場合も宗主とその直系子孫に有爵者が多く、それ以外の者は無爵者が多い。これらの有爵者は賜爵される理由が明記されている。また、賜爵された事例は子爵が最も多い。

②子爵を与えられた事例が多い。

有爵者は全般に低い爵位である子爵に集中していた。また、王になった者は該当時期を通して一人もいない。

③死後贈爵された事例が多い。

祖先に爵位を贈る事例は皆無である。但し、河東の裴氏の上蔡県開国伯は父の功にて生前に賜爵されている。^{注21)}その他は立功者本人に死後贈爵されており、その事例は十一件ある。これは外戚と同様に割合が高いが、低い爵位でも死後贈爵されている。

C 二流名族

次に、一流名族よりも格下の二流名族^{注22)}の爵位について検討する。二流名族の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にして、以下のことが指摘できる。

①有爵者が半数以上である。

有爵者は全体の約64%であり、北族と同様に一族全般に有爵者が多い。これらの有爵者は賜爵される理由が明記されている。また、賜爵された事例は侯爵が最も多い。

②侯・子・男爵の事例がやや多い。

有爵者の爵位は全般に侯・子・男に集中していた。また、死後贈爵を除くと王になった者は該当時期を通して一人もいない。

③死後贈爵された事例が少ない。

祖先に爵位を贈る事例は無く、全て立功者本人に死後贈爵されており、その事例は二件だけである。これは、A・B項と比べると割合が低い。但し、王爵を死後贈爵された事例がある。また死後贈爵ではないが、河東の薛氏の孝文帝期における河東郡開国侯は父の功にて生前

に賜爵(注23)されている。

D 地方望族

最後に二流名族よりも格下の地方望族(注24)の爵位について検討する。地方望族の爵位を『魏書』から検索・整理した表1を参考にして、以下のことが指摘できる。

①有爵者は半数以下である。

有爵者は全体の25%であり、漢族の中で最も割合が低い。少ないなかで賜爵の事例は男爵が多い。有爵者は賜爵される理由が明記されている。

②男爵がやや多い。

有爵者は公・仮侯・子・男爵であるが、その中で男爵がやや多い。

③死後贈爵された事例がない。

死後贈爵された者は皆無であり、A・C項と比べると生前・死後の両方において賜爵される者がかなり少ない。

以上、北族と漢族の有爵者について検討した結果を比較すると次のことが指摘できる。北族は一族全般に有爵者が多く、かつ高い爵位が多い。そして、北魏王朝によって氏族評定という格付けが行われたが爵制においては大差は見られない。これは、氏族評定が王朝主導型の官品体系を基準とする家格の序列化であり、漢族とは異なり社会的に形成された家格序列と噛み合わないことが多かったことも一因であろう。つまり北族は爵制においては家格ではなく自らの功績で爵位を与

えられていたが、これは個人の能力を重視する北族の伝統的性格の現れと言えるのではないか。一方、漢族では一流の名族は宗主とその直系子孫が有爵者で、その他は無爵者である場合が多い。これは北魏王朝が与えた爵位は何らかの形で宗族結合に意味を持ったことが推測される。そして二流の名族は却って過半数以上が有爵者であるが、これは二流ほど爵位を求め、北魏王朝もまた一流の名族よりも在地性の強い二流の名族と爵制を介して直接結び付こうとした現れではないか。地方望族に至っては有爵者は殆ど見られなくなる。この様に爵制から当時の宗族結合のあり様を検討できる可能性が示された。今後は墓誌・造像記・碑文を用い、各名族について別個に検討することによって、より具体的に当時の宗族結合の実態を明らかにしていきたい。

以上の検討から、全体的に外戚↓宦官↓北族↓漢族の順に有爵者の割合が減少しており、また漢族では家格によって爵位が異なることを見た。即ち北魏では民族や社会的身分によって爵位に異なる傾向があった。これは爵位を与える王朝側とそれを受け取った有爵者の双方の意思が働いており、従って北魏の爵制は十分に価値や機能があったと言える。

第三章 封爵と本質地との関係

前章では民族や社会的身分ごとに爵位を検討したが、本章ではその爵位に伴う封土の状況やその意味について検討する。

先述した如く、爵制改革（厳密に言えば例降）以後、封土を持つ有爵者には開国の号が冠せられ、かつ食邑、戸と記載されるようになるので、封土を伴う実封と封土を伴わない虚封の区別が明瞭になる。そこで爵制改革以前の実封と虚封の区別、即ち封土の所有状況が問題になる。先述した主要な先行研究では、内田氏と宮崎氏は改革以前には封土は殆ど無く、その出現は爵制改革以降とされるが、川本氏は爵制改革以前にもかなりの数の有爵者に対し封土が与えられていたとされる。氏はその根拠の一つとして封爵と本貫地との密接な関係を重視され、その論旨をまとめると次の通りである。^{注28}

① 『魏書』卷四十八、高允伝の徴士頌を検討し「封地と本貫との間に密接な関係が存在した」

② 「北魏一代を通じてその封爵を本貫に受ける」

③ 「賜爵されたものがその封土に墳墓をもたない場合、その封土に墳墓を移させた」のは「国家が受封者とその封土とを結びつけようとした」から。

④ 以上から「五胡十六国から北魏にかけての華北では漢人士大夫が宗族としての鞏固なまとまりと在地性とを保ちながら郷村の指導者として厳存していたため、異民族諸国家が郷村の支配を行なう場合、彼らに依存」し、「(国家が)受爵者の郷村との結びつきを利用し郷村の支配を行なっていく」として「食邑制が存在」した。

即ち、漢族の名族の封爵がその本貫と一致する場合は多いので北魏は

一代を通じて封土を伴う爵位が多かったと述べている。果たしてその通りであるのか、以下各項目について検討し、それぞれの社会的身分における爵位と封土の関係を特にその本貫地に着目して考察したい。

① について。

まず史料としての問題性が挙げられる。即ち、この徴士頌は神麿四年（431）に徴召された士人について、高允が晩年に記憶をたどって著したものである。その中の若干名は本伝と記載が異なっている。また、徴士頌は徴召された士人の最終的な官爵を記載していると思われる、彼等の官爵の変遷はこれだけでは分からない。従って、漢族の封爵を考察するには徴士頌だけでは不十分であると言える。

② について。

この傾向は具体的にどれくらいの割合で見られるのか、第二章と同じくそれぞれの社会的身分について調べると以下の通りである。但し鮮卑や匈奴など北族はその出身が北魏領土外なので除外する。

A 外 戚

外戚の有爵者は表2によると襲爵者も含め八十一人いるが、その内約16%に相当する十三人が出身地の封爵を与えられている。襲爵者を除いた事例数は十件である。

B 宦 官

宦官の有爵者は表2によると二十一人、一族の有爵者は十六人いる

が、その内前者は約38%に相当する八人、後者も約38%に相当する六人が出身地の封爵を与えられている。出身地の封爵を与えられた事例数は前者が九件、後者は二件である。

C 漢族の名族

五姓の有爵者は表2によると襲爵者も含め八十六人いるが、その内約42%に相当する三十六人が本貫地の封爵を与えられている。襲爵者を除いた事例数は二十三件である。

一流名族の有爵者は表2によると襲爵者も含め七十四人いるが、その内約39%に相当する二十九人が本貫地の封爵を与えられている。襲爵者を除いた事例数は二十件である。

二流名族の有爵者は表2によると襲爵者も含め二十七人いるが、その内約70%に相当する十九人が本貫地の封爵を与えられている。襲爵者を除いた事例数は十四件である。

地方望族の有爵者は表2によると襲爵者も含め五人いるが、その内60%に相当する三人が本貫地の封爵を与えられている。襲爵者を除いた事例数は二件である。

これらの結果を比較すると二流↓地方望族↓五姓↓一流の順に割合が低くなる。但し地方望族は有爵者の数自体が少なく、その割合が高いからといって彼らがよく本貫地の封爵を与えられたとは言えない。

以上、漢族の名族のみならず、外戚・宦官においても本貫地（出身地）の封爵を与えられる場合があると言える。また在地性の強い二流

名族が最も封地と本貫の関わりが密接であった。この結果は川本氏の名張を補強するかの如くであるが、この問題は④にて後述する。

③について。

川本氏が引用された三件の事例についてそれぞれ検討する。

まず、『魏書』卷八十三上、外戚上、閻昆伝附、常英伝に、

興安二年、太后の兄英：爵、遼西公を賜ふ。：父：澄に追贈し：遼西献王と為す。：献王を遼西に改葬し、碑を樹て廟を立て、守冢百家を置く。

とあるが、これは遼西献王を追贈されたのでその封土に墳墓を移させたとはいふよりは、『魏書』卷十三、保太后伝に、

高宗の乳母常氏、本は遼西の人なり。

とあるように出身地に墳墓を移した事例であり、国家が受封者とその封土とを結びつけようとしたとは言えないだろう。

次に、『魏書』卷八十三下、外戚下、高肇伝に、

高肇：自ら本は勃海修の人と云ふ。：景明初：北海王詳等奏すらく、「肇の父）颺宜しく左光禄大夫を贈り、爵、勃海公を賜ふべし」と。詔して可。又詔して颺の嫡孫猛に勃海公の爵を襲はしめ、肇を平原郡公、肇の弟頭を澄城郡公に封す。：父兄の封贈は久しと雖も、竟に改瘞せず。（延昌）三年、乃ち詔して遷葬せしむ。

とある。これは漢族の一流名族である勃海の高氏であるように見せるため、その封爵を与えられただけでなく墳墓まで移した事例である。

最後に、『魏書』卷九十三、恩倖、王叡伝に、

叡は既に貴にして、乃ち家本は太原の晋陽と言ひ、遂に移して焉に属せしむ。故に其の兄弟の封爵も移すに并州の郡県を以てす。

…父子並びに城東に葬され…遷洛の後、更に徙して太原の晋陽に葬さる。

とある。この事例は漢族五姓の太原の王氏であると自ら主張し、その封爵を与えられ墳墓も移した事例である。高肇と王叡の事例は、名族出身と偽装するために本人或は周囲の者が封爵を求め、更に墳墓を移して名族出身の証としようとしたものである。

以上、三件の事例についての川本氏の引用される史料から、国家が受封者とその封土とを積極的に結びつけようとした形跡を読み取ることは難しいと言える。

④について。

まず②にて検討したように、封爵を本貫に受けるのは漢人士大夫に限られる現象ではなかった。外戚・宦官は寒門出身者が多く、彼等が「郷村の指導者として蔽存」していたとは思えない。この点からも川本氏の主張について疑問が残る。

また例降以後、開国の号が冠されない封爵は基本的に虚封であったので、例降以前から封土を所有していたなら開建五等にて有爵者に開国の号が冠されるはずである。これを漢族の名族において調べてみると、本貫地の封爵に開国の号が冠されたのは、二流名族の河東の薛氏（注26）と清河の傅氏（注27）のみである。例降以後に開国の号が冠された封爵を与え

られた場合も若干あるが、それ以外は虚封であった可能性が高い。即ち、名族は該当時期を通して本貫地の封爵を代々襲爵しているので一見その土地に封土を有して統治していたようだが、それはごく一部であったのではないか。

また、死後贈爵にて始めて出身地の封爵を与えられる場合も多い。具体的には、全八十件中十七件ある。死後贈爵は原則として子孫が襲爵することも封土を所有することもない。従って、本貫地の封爵を有することは一種の名誉であったと言えるのではないか。

以上①～④の検討の結果、川本氏の見解とは異なり、爵制改革以前において本貫地に受けた封爵に封土は伴わなかった可能性が高いと言える（注28）。ならば、封土を所有しない本貫地の封爵はどういう意味が有ったのだろうか。第一に、外戚・恩倖など寒門出身者が名族出身であるかのように偽装した事例から、封爵は国家がその出身を承認する働きがあったと言える。第二に、本貫地の封爵は在地性の高い漢族の二流名族が多く与えられていることから、その地域の秩序を維持する要素の一つを国家から認証される働きがあったと想定できよう。第三に、本貫地の死後贈爵が多いことから一種の名誉であったと言える。その内容について吟味してみると、この名誉は受爵者本人に与えられるだけでなくその子孫が同名の正爵を与えられる場合があること（注29）から、世代を通じて影響を及ぼす性質がある。以上、本貫地の封爵は実質的具体的な封土を所有しなくとも、爵位そのものを介して本貫地との結び付きを強化し、それが子々孫々と受け継がれて機能していることに爵

制の本質的な価値が見出せるのではないかと考える。^{注30}

おわりに—今後の課題—

本稿では『魏書』の整理検討を通して北魏の爵制とその実態を考察し、その結果、北魏において爵制は機能していたと言えた。しかし保留点がいくつかある。まず、今回は爵制自体の機能を検討するために敢えて封土に関する個別具体的な問題について扱わなかった。今後は特に改革以前の封土の所有状況やその運営方法・地方行政との兼ね合いなど、土地問題についても考察する必要がある。また、爵位と官位の相互関係という官爵体系についても明らかにする必要がある。また、視覚的に有爵者を識別するための服飾品や席次など具体的実像を浮かび上がらせる必要がある。そして、北魏の爵制の独自性を考察するにはその前後の時代即ち西晋や東魏・西魏と北齊・北周の爵制についても検討しなければならない。これらの諸問題を検討するため、史料として今後は墓誌や造像記・碑文を用い、事例の収集・整理を行う。そして北魏の爵制をより明確にし、北魏の社会秩序とその実態に迫りたい。

注 釈

(1) 例えば『魏書』卷十六、河南王鑑伝附、元和伝に、「和、字善意。鑑薨

之後、与鑑子伯宗競求承襲。」とある。このような襲爵を争った事例は『魏書』に散見する。もし爵制が形式化しており爵位に何の機能も無ければ、爵位を求めて争ったりするであろうか。

(2) 両者は体系上別個なものである。西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造—二十等爵制の研究—』(東京大学出版会、一九六一年)、六一頁参照。

(3) 但し改革以後に開国の号を有するにも関わらず、列伝などでその記述が抜けている事例も散見するので、開国の号が無ければ即ち封土を伴わない虚封であると即断はできない。より正確に判断するには『魏書』以外の文成帝の南巡碑や墓誌・造像碑などの史料を検討する必要がある。

(4) 内田吟風『北魏封邑制度考』(『研究』一〇、神戸大学文学会、一九五六年原載、『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥篇』、同朋舎、一九七五年再収)。

(5) 宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究会、一九五六年原載、『九品官人法』、岩波書店、一九九二年再版) 第二編第五章九、北魏の封建制度。

(6) 川本芳昭『北魏の封爵制』(『東方学』五七輯、一九七九年原載、『魏晋南北朝時代の民族問題』、汲古書院、一九九八年再収)。

(7) 表1は該当時期を通じた事例をもとに作成したものである。孝文帝による爵制改革の画期的な意義を考えればその前後で表を分ける方が望ましいが、それは別稿にて詳細な図表を掲載する予定である。

(8) 『魏書』掲載の人物の総数に対する有爵者の割合を示す。以下同様で

ある。

(9) 『魏書』卷八十三上、外戚上、閭毘伝によると文成帝期の閭氏の二人に王が賜爵されている。但しその詳細は明記されておらず、それ以前に既に爵位を有していたのか最初から王爵が与えられたのか判別し難い。よってここでは除外する。

(10) 孝文帝は爵制のみならず、賜与する物によっても宗室と外戚とを区別しようとした。『魏書』卷十九上、京兆王子推伝附、元遥伝に「高祖所以国秩禄賦復給衣食、后族唯給其賦不与衣食者、欲以别内外限異同也。」とみえる。

(11) 但し外戚が爵位を与えられるのには、ただ単に有力者であったからだけではなく、何かしら正当な理由があったからであろう。この問題については今後の課題としたい。

(12) 『魏書』卷一一三、官氏志に、「太和十九年、詔曰、代人請胃、先無姓族、雖功賢之胤、混然未分。故官達者位極公卿、其功衰之親、仍居猥任。比欲制定姓族、事多未就、且宜甄擢、隨時漸銓。其穆・陸・賀・劉・樓・于・稽・尉八姓、皆太祖已降、勲著当世、位尽王公、灼然可知者、且下司州・吏部、勿充猥官、一同四姓。」とみえる。なおお氏族評定については宮崎前掲書、第二編第五章七参照。

(13) 主な理由としては軍功・帰朝などが挙げられる。民族や社会的身分による賜爵の理由の差異については別稿で論じる予定である。

(14) 『魏書』卷四十、陸倕伝附、陸定国伝に、「定国在襁抱、高宗幸其第、詔養宮内、至於遊止常与顯祖同处。…及顯祖踐阼、…特賜封東郡王、

北魏の爵制とその実態 大知 聖子

…。」とある。

(15) 『魏書』卷四十、陸倕伝に、「高宗踐阼、以子麗有策立之勲、拜倕征西大將軍、進爵東平王。」とあり、生前に子の勲功によって父が進爵している事例はある。

(16) 『魏書』卷一一三、官氏志に、「神元皇帝時、余部諸姓内入者。」とあり、以下その姓が列挙されている。本項ではその中で前項にて既に検討した八姓を除き、残る諸姓を扱う。但し、異藩王は特別な待遇にあったので除外する。

(17) 『魏書』卷三十四、盧魯元伝に、「賜爵襄城公、…賜其父為信都侯。」とあり、生前に子の勲功によって父に賜爵されたと思われる事例はある。

(18) 貴族としての社会的声望が最も高く、かつ婚姻ネットワークを形成していた名族を指し、具体的には范陽盧氏・清河崔氏・榮陽鄭氏・太原王氏・趙郡李氏・隴西李氏が該当する。

(19) 『魏書』卷三十六、李順伝。

(20) 五姓について貴族の性格の強い名族を指し、具体的には勃海高氏・廣平宋氏・勃海封氏・弘農楊氏・河東裴氏・河東柳氏・河間邢氏・京兆京氏・京兆杜氏・博陵崔氏が該当する。なお、一流以下の家格の分け方については、佐藤智水「北魏前期の政治と宗教」(『北魏仏教史論考』、岡山大学文学部、一九九八年)や長部悦弘「北朝士大夫の通婚関係の研究」(『日本東洋文化論集』第3号、琉球大学法文学部、一九九七年)を参考にした。

(21) 『魏書』卷七十一、裴叔業伝。

(22) 地方の有力宗族ではあるが、上記の一流名族よりは望が低いとされる名族を指し、具体的には范陽祖氏・廣平游氏・中山劉氏・清河傅氏・河東薛氏が該当する。

(23) 『魏書』卷六十一、薛安都伝。

(24) 二流名族につぐもので、二流名族と近接して交流をも有する地方の有力望族を指し、具体的にはここでは太原張氏・中山張氏・長楽潘氏・勃海李氏が該当する。

(25) 川本前掲書、二五八―二六一頁参照。

(26) 『魏書』卷六十一、薛安都伝附、薛達伝によると、達は河東侯から河東郡開国侯に改められている。なおこの封爵は献文帝期に父の安都が賜爵されたのを襲爵したものであり、従って河東の薛氏は例降以前から本貫に封土を所有していた可能性が高い。

(27) 『魏書』卷七十、傅永伝によると、永は貝丘男から貝丘県開国男に改められている。なお永の宗族である靈越は文成帝期に貝丘子を賜爵されており、従って清河の傅氏は例降以前から本貫に封土を所有していた可能性が高い。

(28) 筆者がここで述べたいのは、本貫地に受けた封爵に封土が伴っていたという前提で北魏の爵制研究を進めるのは、さまざまな問題を却って曖昧にしてしまうのではないかということである。

(29) 例えば『魏書』卷八十三上、外戚上、閭毘伝附、常英伝では、祖父の亥は遼西公、父の澄は遼西王を追贈され、英は遼西公を賜爵されてい

る。その他にも特に外戚に同様の事例が見られる。これは代々受け継がれている正当な封爵であるとみせるための措置であろう。

(30) 本章では本貫地に受けた封爵に封土が伴わなかった可能性を示したが、その場合の封爵の機能については別途検討する余地がある。

表1 爵位の内訳

無	有	計	男	子	伯	侯	公	王		
12	81	102	-	7	8	21	49	17	正	外戚
		13	-	-	-	-	6	7	贈	
5	21	37	2	9	3	8	12	3	正	宦官
		1	-	-	-	-	-	1	假	
		1	-	-	-	-	1	-	贈	
		18	1	1	1	6	7	2	正	宦官族
2	16	3	-	1	-	1	1	-	贈	
		143	9	21	-	36	52	25	正	北族・八姓
52	94	8	-	1	-	1	5	1	假	
		7	-	-	-	1	4	2	贈	
35	62	79	8	7	2	18	38	6	正	内人諸姓
		1	-	-	-	1	-	-	假	
		7	-	-	-	1	1	5	贈	
135	86	108	8	28	20	37	15	-	正	漢族・五姓
		5	-	1	-	1	3	-	假	
		9	1	2	-	2	3	1	贈	
120	74	77	12	35	12	13	5	-	正	一流名族
		4	-	1	1	2	-	-	假	
		11	-	2	-	6	3	-	贈	
15	27	36	7	7	4	13	5	-	正	二流名族
		5	-	-	-	1	4	-	假	
		2	-	-	-	1	-	1	贈	
15	5	5	3	1	-	-	1	-	正	地方望族
		1	-	-	-	1	-	-	假	

凡例
 正 正爵の事例数(件)
 假 假爵の事例数(件)
 有 有爵者の人数(人)
 贈 贈爵の事例数(件)
 計 計それぞれの事例数の合計(件)
 無 無爵者の人数(人)

北魏の爵制とその実態

大知 聖子

表2 封爵と本貫の関係

地方望族	二流名族	一流名族	五姓	宦官族	宦官	外戚	
5	27	74	86	16	21	81	有
3	19	29	36	6	8	13	該
2	14	20	23	2	9	10	事

凡例
 有 有爵者の人数(人)
 該 該当者の人数(人)
 事 該当事例数(件)
 襲爵者を含む
 襲爵者を含まない